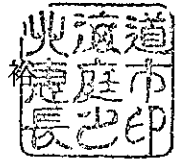


大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があったので下記のとおり縦覧します。

令和8年8月25日

恵庭市長 原 田



記

1. 変更内容 別紙（北海道の告示のとおり）
2. 縦覧期間 令和8年8月25日（火）から令和8年12月25日（金）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
午前8時45分から午後5時15分まで
3. 縦覧場所 恵庭市役所3階 経済部商工労働課

以 上